

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成21年10月1日作成)

法令名	北海道地方競馬きゅう舎等管理規則
根拠条項	第9条
処分の概要	使用許可の取消
法令の定め	<p>第9条</p> <p>知事は、使用者又は居住者が次の各号のいずれかに該当するときは、きゅう舎等の使用の許可の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1) 競馬法施行令(昭和23年政令第242号)第17条の4において準用する同令第10条第1項第4号又は第5号の処分を受けたとき。</p> <p>(2) 調教師、調教師補佐若しくは騎手の免許又はきゅう務員の認定を取り消されたとき。</p> <p>(3) 不正な手段によって協会の馬主の登録を受けた者の所有する馬を故意又は過失によって入きゅうさせたとき。</p> <p>(4) 使用者が使用の許可に係る期間の最初の日から起算して10日以内にきゅう舎等の使用を開始しないとき(第5条第2項の規定による承認があったときを除く。)又は第5条第2項の規定により指定された期日までにきゅう舎等の使用を開始しないとき。</p> <p>(5) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に加入し、又はその利益になる行為をしたとき。</p> <p>(6) この規則の規定又はこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき</p>
処分基準	法令の定めにつくしている
処分担当課	北海道農政部競馬事業室(電話番号:011-204-5118(内線27-138))
問い合わせ先	北海道農政部競馬事業室(電話番号:011-204-5118(内線27-138))
備考	(公表アドレス: https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kjs/127224.html)